

『國學院大學紀要』投稿規程

國學院大學紀要編集委員会
(平成 29 年 11 月 15 日制定)
改正 令和元年 9 月 25 日
改正 令和 2 年 10 月 3 日
改正 令和 8 年 2 月 9 日

(目的)

第 1 条 『國學院大學紀要』(以下、「大学紀要」という。)は、國學院大學における学術研究の促進を図るため、國學院大學に係る教職員及び研究者の研究業績を公表することを目的とする。

(投稿資格)

第 2 条 大学紀要に投稿することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 國學院大學専任教員・客員教授
- (2) 國學院大學兼任講師
- (3) 事務局専任職員
- (4) フェロー
- (5) PD 研究員・研究補助員・共同研究員・客員研究員・招聘研究者
- (6) 編集委員会が必要と認めた者

(投稿論文)

第 3 条 大学紀要に投稿する原稿は、日本語の論説とする。

- 2 大学紀要に投稿する原稿は、すでに他の雑誌等に発表され、または発表が予定されるものであってはならない。
- 3 本紙に投稿する原稿は、分割掲載は認められない。

(投稿論文の書式)

第 4 条 投稿者は、編集委員会が別に定めるガイドライン及び募集要項に従って原稿を作成するものとする。

(投稿手続)

第 5 条 第 2 条に掲げる者は、原稿提出〆切日時までに、研究開発推進機構事務課宛に、ガイドラインおよび募集要項に定められた様式及び方法によって、応募用紙、並びに、投稿論

文の出力原稿及び電子データを提出するものとする。

2 第2条第5号に掲げる者については、推薦者の推薦状を添付しなければならない。

3 その他の投稿手続については、募集要項に従うものとする。

(査読及び採用の決定)

第6条 投稿された原稿は、査読に関する内規に従い、本学の専任教員に査読を委嘱するものとする。

2 編集委員会は、投稿された原稿の掲載の可否を決定する。掲載の条件として、必要に応じて補筆または修正の条件を満たすことを求めることがある。

3 採用が可能と決定された原稿の掲載順序及び印刷の様式等は、編集委員会が決定するものとする。

(著作権の許諾)

第7条 大学紀要に掲載された著作物について、著作権は原則として著者本人に帰属する。但し、著作権のうち複製権・公衆送信権について、著者は、あらかじめその行使の権限を許諾することによって、國學院大學に委ねるものとする。

2 投稿された原稿に、投稿者以外の者が著作権を保有する著作物を使用する場合は、引用に該当する場合を除き、投稿者が、当該著作物を使用することについて、当該著作物の著作者の承諾を得なければならない。

3 投稿された原稿が、投稿者以外の者が創作した著作物を原著作物とする翻訳、翻訳等の二次的著作物に該当するときは、投稿者が、原著作物についての使用行為について原著作者の承諾を得なければならない。

(國學院大學学術情報リポジトリへの登録)

第8条 大学紀要に掲載された論文については、國學院大學学術情報リポジトリ運用規程に基づき登録される。

(転載)

第9条 大学紀要に掲載された論文等の一部または全部を他の出版物、印刷物に転載するときは、事前に編集委員会へ通知しなければならない。

(事務担当)

第10条 大学紀要の事務は、研究開発推進機構事務課が行う。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、編集委員会の議を経て決定する。

附則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

本規程は、令和元年9月25日から施行する。

本規程は、令和2年10月3日から施行する。

本規程は、令和8年4月1日から施行する。